

常滑市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

常滑市条例第14号

常滑市都市公園条例の一部を改正する条例

常滑市都市公園条例（平成17年常滑市条例第28号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後								改正前											
別表第 4 （第19条関係）								別表第 4 （第19条関係）											
種類		区分				単位	金額	備考	種類		区分				単位	金額	備考		
体育館	専用利用	略								体育館	専用利用	略							
		冷暖房設備	メインアリーナ	観覧席	1 時間につき	15,740 円		冷暖房設備	メインアリーナ			1 時間につき	23,560 円						
			ナ	アリーナ	1 時間につき	7,820 円													
				略											略				

改正後						改正前						
	個人利用	略					個人利用	略				
		略						略				
		トレーニング室	略					一般	定期券	3,200円	略	
			中学生		定期券							1,300円
			シャワー設備		1台 1回につき							100円
備考						備考						
1～6 略						1～6 略						
7 <u>メインアリーナ又はサブアリーナを個人利用する場合において、規則で定める冷暖房設備の運転期間における使用料は、この表に定める使用料に次の表に定める額を加算する。</u>												
<u>区分</u>		<u>単位</u>		<u>金額</u>		<u>備考</u>						
一般		1回券		100円		1 1回券は、午前、						
小学生及び中学生		1回券		50円		午後及び夜間の区分						
一般		回数券		1,000円		ごとの1種目の利用						
小学生及び		回数券		500円		券をいう。						
						2 回数券は、1回券						

改正後				改正前
中学生			<u>11枚つづりとする。</u>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 4（備考第 7 項を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。